6．記Ⅱの次に次の別添を加える。

別添１

車種区分	自動車の種類	定　　義
軽自動車等	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第３条の軽自動車
	ロ　小型特殊自動車	法第３条の小型特殊自動車
	ハ　小型二輪自動車	法第３条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ　小型自動車	法第３条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ　普通乗用自動車	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ　けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が１のもの
中型車	ト　普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で３車軸以下）	法第３条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で車軸数が３以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（２車軸）
	チ　乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量８トン未満）	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量８トン未満のもの
	リ　けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
大型車	ヌ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上で３車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第３条第１項第２号イに定める値以下かつ４車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）
	ル　乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして阪神高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが９メートル未満のもの
	ヲ　けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（２車軸）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車（２車軸）と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
特大車	ワ　普通貨物自動車（４車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が４以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ　連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ　大型特殊自動車	法第３条の大型特殊自動車
	タ　乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量８トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　翁川　雄一
　登録番号　20569
　事 務 所　東京都板橋区高島平１－56－８
　　メゾン・ド・グランドゥール403
　　翁川雄一法律事務所
3　処分の内容　業務停止４月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年５月13日

平成29年５月19日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、生年月日不詳の男性、推定60～80歳位、身長162cm、体重60kg位、黒ジャンパー、半袖ポロシャツ、スラックスズボン着用

上記の者は、平成29年２月21日午後３時00分頃、大阪府枚方市出口六丁目７番枚方さだポンプ場から北西約250ｍの淀川左岸河川敷からほど近い河川内にて発見されたものである。死亡時期は平成29年１月頃（推定）。

遺体は、検案後火葬に付しておりますので、心当たりの方は当市福祉部生活福祉室まで申し出てください。

平成29年６月２日

大阪府　　枚方市長　伏見　　隆

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳、身長151cm、年齢推定50～70歳、女性、頭髪27cm、白色の七分丈ワイシャツ、黒色半袖Ｔシャツ、黒色ズボン、灰色靴下、白地に紫色スニーカー着用、靴のサイズは23.5cm、所持品は無し

上記の者は、平成29年５月13日午前８時44分頃、坂出市櫃石港４号防波堤灯台から真方位237度3850メートル付近の海上にて、うつ伏せの状態で漂流中に発見されました。遺体は火葬に付し、遺骨は丸亀市塩屋町真相寺に納骨してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成29年６月２日

香川県　　丸亀市長　梶　　正治

教育職員免許状無効公告

次の免許状は無効である。

平成29年６月２日　　福岡県教育委員会

１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名

⑴　中学校教諭一種免許状、平21中一種第17号、福岡県教育委員会、平成21年５月29日、福岡県、田仲　俊宏

⑵　高等学校教諭一種免許状、平21高一種第37号、福岡県教育委員会、平成21年５月29日、福岡県、田仲　俊宏

２．無効の事由　授与年月日時点で、教育職員免許法に定める授与の要件を満たしていなかったため。